

# デイサービスセンターこのみ余戸運営規程

(指定通所介護事業・指定介護予防型通所サービス事業)

介護保険事業所番号 3870109091 (平成 24 年 11 月 1 日指定)

## (事業の目的)

第1条 有限会社トータルケア果の実が開設するデイサービスセンターこのみ余戸（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防型通所サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとにおくべき従業者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者である利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護サービス又は介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、利用者の心身の特徴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。  
2、事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターこのみ余戸
- (2) 所在地 愛媛県松山市余戸西五丁目 15 番 9 号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1 名 (介護職員と兼務)

従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

2、従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

3、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した通所介護計画（介護予防型通所サービス計画を含む 以下同じ）を作成するとともに利用者への説明を行い、同意を得ます。

4、利用者への通所介護計画を交付します。

5、指定通所介護の実施状況の把握及び記録等を行い、必要に応じた通所介護計画の変更及び指示を行います。

- (2) 生活相談員 常勤 1 名 (介護職員と兼務)

非常勤 1 名

利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。

2、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

3、管理者と協力し、通所介護計画の作成を行います。

- (3) 介護職員 常勤 3 名 (うち 1 名は管理者と兼務 うち 1 名は生活相談員と兼務)

非常勤 5 名 (うち 2 名は調理員と兼務)

通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。

- (4) 看護職員 非常勤 3 名 (機能訓練指導員と兼務)

准看護師以上の資格を有し、通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び看護業務を行います。

- (5) 機能訓練指導員 非常勤 3 名 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員としての必要な資格を有し、通所介護計画書等に基づき、生活動作の改善又は維持のための機能訓練を指導します。

- (6) 調理員 非常勤 2 名 (介護職員と兼務)

昼食及びおやつ調理・盛り付けを行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通所介護及び介護予防型通所サービス

月曜日から金曜日

\*12月30日から1月3日までは年末年始休暇とする。

ただし、1月3日が金曜日の場合は臨時営業日とする。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の一日の利用定員は下記のとおりとする。

通所介護及び介護予防型通所サービス

サービス提供時間帯 午前 9 時 20 分～午後 3 時 40 分 定員 23 人

(通所介護サービスの内容)

第7条 事業所が行う指定通所介護サービス及び介護予防型通所サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練

- (6) 健康管理に関する援助
- (7) 利用者・家族に対する相談、助言等の援助
- (8) 送迎
- (9) その他レクレーション、行事等のサービスの提供

(利用料金等)

第8条 通所介護サービス及び介護予防型通所サービスを利用した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護サービス又は介護予防型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の二割又は三割又は四割（介護保険負担割合証に応じて）とします。

2、前項の他、次に掲げる料金の支払いを受ける。

- ・昼食代（おやつ代も含む） 550 円/日
- ・おむつ代 実費
- ・行事や活動に伴う材料費等（実費相当額）
- ・行事食などの特別な食事にかかる費用（実費相当額）
- ・その他利用者の希望により購入する身の回り品（実費相当額）
- ・通常の事業実施地域以外に居住する利用者の送迎料

（事業実施地域を超えた地点から実距離が 2 キロにつき片道 100 円を徴収する。）

（利用者の居宅まで遠距離で、当事業所の職員の稼働状況等により業務に支障をきたす場合は、送迎不可の場合もあります。）

3、前項の費用にかかるサービスの提供に関しては、あらかじめ利用者またはその家族に対して内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、下記のとおりとする。

松山市 40 地区の内 余土・垣生・生石・雄郡・味生・新玉・番町・三津浜・宮前・味酒  
伊予郡松前町（通所介護のみ）

\*ただし、離島は除く。

\*実施地域以外でも事業所が認める場合は送迎及び利用可とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所介護サービス及び介護予防型通所サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 喫煙は決められた場所にて行い、火の始末をきっちり行うこと
- (2) 暴力・暴言・セクハラ行為・飲酒行為などにより、他の利用者や通所介護従事者に迷惑をかけること
- (3) 事業所からの安全管理上行う注意・指導等に従うこと
- (4) 高価な貴重品や必要以上の現金等の持ち込みはしないこと

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護サービス及び介護予防型通所サービス利用中に、容体の変化等あった場合は、事前打ち合わせにより確認している主治医、救急隊、ご家族等への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。また、天災その他の災害が発生した場合も利用者の避難等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を行うとともに必要な設備を備える。

防火・防災責任者 管理者

年2回の避難訓練の実施

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は通所介護従事者の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。

3、関係法令に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及びご家族の情報に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

4、事業者は、利用者に対する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

(身体拘束)

第14条 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合がある。

2、身体拘束が必要な場合は、利用者及びその家族に説明し、同意を得なければならない。

3、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(規定の補足)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者と事業主(有)トータルケア果の実との間にて協議し定めるものとする。

附則 この運営規程は、平成24年11月1日より施行する。

この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。